

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆福岡地区五法人会共催講演会のご案内 ◆「税を考える週間」協賛行事のご案内
- ◆税務研修会のご案内 ◆カップリングパーティのご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内 容
10	5	水	税の相談日 10:00～於：事務局会議室
10	6	木	献血運動 10:00～於：天神ツインビル（イムズ側）
10	6	木	パソコン講座（パワーポイント1日目） 18:45～於：サンセルコビル2階画（新日本企画）
10	7	金	パソコン講座（パワーポイント2日目） 18:45～於：サンセルコビル2階画（新日本企画）
10	11	火	パソコン講座（パワーポイント） 10:15～於：サンセルコビル2階画（新日本企画）
10	12	水	パソコン講座（エクセル） 10:15～於：サンセルコビル2階画（新日本企画）
10	13	木	パソコン講座（エクセル1日目） 18:45～於：サンセルコビル2階画（新日本企画）

月	日	曜	内 容
10	14	金	パソコン講座（エクセル2日目） 18:45～於：サンセルコビル2階画（新日本企画）
10	19	水	税の相談日 10:00～於：事務局会議室
10	19	水	経営セミナー 15:00～於：福岡ガーデンパレス
10	20	木	法人会全国大会長崎大会 14:00～於：長崎ブリックホール
10	20	木	事業研修委員会 13:00～於：事務局会議室
11	2	水	税の相談日 10:00～於：事務局会議室

## ●支部の行事

月	日	曜	内 容
10	7	金	支部長会議（長浜那の津、天神第1～第4支部） 11:00～於：貝島化学工業株
10	12	水	会員交流会（長浜那の津、天神第1～4支部） 18:00～於：プロッソ
10	13	木	草の根租税講座（大手門支部） 11:00～於：すのこ公民館
10	13	木	役員会（舞鶴支部） 12:00～於：事務局会議室
10	16	日	花いっぱい運動（福岡南支部） 10:00～於：宮竹公民館
10	21	金	草の根租税講座（笹丘小笹支部） 11:00～於：小笹公民館

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内 容
10	7	金	熊本県青年の集い in 阿蘇 15:00～於：阿蘇リゾートグランヴィリオホテル
10	12	水	役員会 11:00～於：事務局会議室

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内 容
10	14	金	役員会 12:30～於：事務局会議室
10	14	金	税に関する絵はがき審査 14:30～於：事務局会議室
10	25	火	バス研修 8:00～於：玖珠、湯布院方面

## (I) 税務カレンダー

### 10月の税務カレンダー

- 10月11日 ●納期の特例適用源泉徴収義務者を除く全源泉徴収義務者  
9月支払分給与に係る源泉徴収所得税・復興特別所得税、特別徴収住民税及び報酬・料金等に係る源泉徴収所得税・復興特別所得税の納期限
- 10月31日 ●8月決算法人  
法人税、地方法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税の確定申告期限・納期限
- 2月決算法人  
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税の中間申告期限・納期限
- 課税期間3月特例適用の2月、5月、8月、11月決算法人  
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
- 課税期間1月特例適用法人  
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の2月、5月、11月決算法人  
3月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人  
1月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
- 個人の県民税及び市町村民税第3期分納期限
- 国民健康保険税又は国民健康保険料の第5期分納期限

## (Ⅱ) 知らないで損する税情報

### 消費税率の引上げと軽減税率制度の導入—2年半延期され平成31年10月1日に!

税理士 衛 藤 政 憲

本年6月1日に消費税率を10%に引き上げる時期を2年半延期することが総理大臣から表明されていましたが、そのための具体的な法的措置について、8月24日に「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が閣議決定されました。この決定に基づく法案が臨時国会に提出されますので、その成立によって正式に消費税率の引き上げとそれに関連する制度導入等についての2年半延期が全て確定することになります。

今回はその閣議決定された税制上の措置の主なものについて確認します。

#### 1 消費税関係

- (1) 平成29年4月1日からとされている“消費税率（国・地方）の10%への引き上げ”時期が、「平成31年10月1日から」に変更されます。
- (2) 平成28年10月1日とされている“請負契約等に係る適用税率の経過措置の指定日”が、「平成31年4月1日」に変更されます。
- (3) 平成29年4月1日からとされている“軽減税率制度の導入時期”が、「平成31年10月1日から」に変更されます。
- (4) 平成33年4月1日からとされている“適格請求書保存方式（インボイス制度）の導入”時期が、「平成35年10月1日から」に変更されます。
- (5) 平成31年4月1日からとされている“適格請求書発行事業者の登録申請受付開始”時期が、「平成33年10月1日から」に変更されます。
- (6) 平成29年4月1日から平成33年3月31日までとされている“中小事業者に係る売上税額の計算特例適用期間”が、「平成31年10月1日から平成35年9月30日まで」の4年間に変更されます。  
なお、1年間適用があるとされている中小事業者以外の事業者に対するこの計算特例の適用は、今回の措置によって適用がないこととされます。
- (7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までとされている“中小事業者に係る仕入税額の計算特例適用期間”が、「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」の1年間に変更されます。  
なお、中小事業者以外の事業者に対するこの計算特例の適用は、今回の措置によって適用がないこととされます。

#### 2 転嫁対策関係

平成30年9月30日とされている“転嫁対策特別措置法の適用期限”が、「平成33年3月31日」に変更されます。

#### 3 車体課税関係

- (1) 平成29年4月1日からとされている“自動車取得税の廃止時期”が、「平成31年10月1日」に変更されます。
- (2) 平成29年4月1日からとされている“自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期”が、「平成31年10月1日」に変更されます。

#### 4 所得税関係

- (1) 平成31年6月30日とされている次の“住宅取得等に係る措置の適用期限”が、「平成33年12月31日」に変更されます。
  - ① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
  - ② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
  - ③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
  - ④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
  - ⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
  - ⑥ 東日本大震災の被災者に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
- (2) 「簡素な給付措置」として実施されている“臨時福祉給付金”について、引き続き所得税を課さないこととされます。

#### 5 資産税関係

- (1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その“非課税限度額に係る住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間”が、それぞれ次のとおりとされます。
  - ① 現行平成28年10月から平成29年9月までの期間は、平成31年4月から平成32年3月までに変更されます。
  - ② 現行平成29年10月から平成30年9月までの期間は、平成32年4月から平成33年3月までに変更されます。
  - ③ 現行平成30年10月から平成31年6月までの期間は、平成33年4月から平成33年12月までに変更されます。
- (2) 平成31年6月30日とされている“特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限”が、「平成33年12月31日」に変更されます。

※ 平成28年8月24日に閣議決定された「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」等により記載しています。